

桂陽小学校いじめ防止対策基本方針

豊後高田市立桂陽小学校

1. いじめ防止対策推進法

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重要な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する必要がある。

(2) いじめに対する基本的な考え方

①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようすることを旨として行われなければならない。

②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

いじめの態様には、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句いやなことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「いやなことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」等がある。

冷やかしやからかい、ぶつかる等は、加害者は「いじめ」と捉えていない場合が多い。

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制、組織体制

①指導体制について

- ・子どもに関する情報を教職員全員で収集して記録し、現状と課題を明確にし、共有する。
- ・学校の指導方針として、現状と課題を踏まえた指導・対応方針を示す。
- ・指導・対応方針を具現化する取組計画と具体的な行動基準を示す。
- ・教職員の役割分担を明確にし、相互補完的に協力する意識の醸成を図る。
- ・隨時、取組を見直し、修正していく。
- ・学校評価に項目を位置づけ、必要な指導助言をもらい改善対策を練る。
- ・「桂陽小いじめ防止対策基本方針」を学校のホームページに掲載し、幅広く知らせる。

②組織体制について

- ・「いじめ対策委員会」を組織する。

- ・メンバーは、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年部代表・学級担任・養護教諭
 - ・教育相談コーディネーター
- ・主な機能は、①学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
 - ②年間指導計画の作成
 - ③校内研修会の企画、立案
 - ④調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ⑤いじめが疑われる案件の事実確認・判断
 - ⑥配慮を必要とする児童への相談・支援及び保護者の相談・支援

(2) 年間指導計画

月	年間指導計画	教職員研修等
4月	「学校のきまり」や「学級のルールづくり」 人間関係づくりプログラム実践	研修会 ・人間関係づくりプログラム研修 ・いじめ防止対策基本方針の確認・引き継ぎ情報の確認
5月	いじめアンケート・個人面談	いじめ対策委員会 ・情報共有
6月	人間関係づくりプログラム交流	研修会 ・人間関係づくりプログラム交流研修
7月	いじめアンケート・個人面談 ・学校アンケート実施(保護者・地域・教職員)	いじめ対策委員会 ・1学期の振り返り
8月		研修会 ・いじめ防止対策に関して ・人間関係づくりプログラム実践交流
9月	夏休み明けの児童観察 ・人間関係づくりプログラム実践	子どもの変化の確認と情報共有
10月	いじめアンケート・個人面談	いじめ対策委員会 ・情報共有
11月	人間関係づくりプログラム実践交流	研修会
12月	いじめアンケート・個人面談 ・学校アンケート実施	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り
1月	冬休み明けの児童観察 ・人間関係づくりプログラム実践	子どもの変化の確認と情報共有
2月	いじめアンケート ・個人面談	いじめ対策委員会 ・情報共有
3月	いじめアンケート・個人面談	いじめ対策委員会 ・引き継ぎ情報の共有 ・いじめ防止対策基本方針の点検と見直し

4. いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活をおくることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていくことが大切である。

①教職員の基本姿勢

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと全ての教育活動を通じて、人権教育や情報モラル教育の充実を図り、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学級・学校づくりを行う。

・「桂陽いじめ防止対策基本方針」に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善を図る。

・教職員が、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

- ・「冷やかしやからかい」「悪口やあだ名などのトラブル」などの問題も見過ごすことなく、子どもの感じる被害生に着目し、丁寧な指導を行う。
- ・自らの言動が、子どもに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。
- ・子どもの意見をきちんと受け止めて聞き、明るく丁寧な言葉で声をかける。
- ・子どものよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とする。
- ・全教職員が、生徒指導について共通理解し、共通実践を行う。

②落ち着いた生活環境

- ・学校のきまりや学級のルールが、子どもにわかりやすく示されている。
- ・互いに認め合い励ましあう雰囲気がある。
- ・子どもが規範意識を持ち、規則ある生活を送っている。
- ・明るくあいさつを交わし、言葉遣いが適切である。
- ・教室や学校がきれいに整頓されている。
- ・規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- ・児童会、委員会、係活動、清掃等に進んで取り組む雰囲気がある。
- ・児童会活動や集会活動等で、子どもが主体的にいじめ根絶のための活動に取り組む。

③保護者・地域との連携

- ・学校として、いじめにに対して毅然とした態度をとっていくことを知らせ、家庭と連携しながら、いじめ根絶に向けて取り組んでいくことを確認する。
- ・学校公開を定期的に実施し、地域との連携を図る。
- ・学校運営協議会を活用し、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、連携をしていく。
- ・学校におけるいじめ防止対策の取組状況を問う学校評価アンケートを実施し、課題に取り組む。
- ・学校ホームページに「桂陽小さいじめ防止対策基本方針」を掲載し、幅広く知らせる。

(2) いじめの早期発見

①観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意を払う。また、日記等を通して子どもの理解を図る。

②情報収集

- ・定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。
- ・学校の相談窓口を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。

③アンケート調査・個人面談

- ・各学期2回の「いじめに関するアンケート調査」を実施、その後、個人面談を行って実態把握をし、いじめの早期発見に努める。

④教育相談の実施

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや地域不登校防止推進教員の活用や各種相談機関(24時間いじめ相談ダイヤル等)の周知及び各市町村福祉関係部署との連携を図る。

(3) いじめの対応

①「被害児童」・「加害児童」・「傍観者」への支援

	i 被害児童への支援	ii 加害児童への支援	iii 傍観者への支援
対応職員の こと	<ul style="list-style-type: none"> いかなる理由があっても、共感的に受け止める姿勢で対応する。 表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対して毅然とした態度で対応する。 自分の行為を反省させる。 	<ul style="list-style-type: none"> みんなを守るという姿勢、集団全体の問題として対応する。 本気で取り組んでいる姿勢を示す。
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> 学校として「何としても守る」という姿勢を示す。 プライバシーの保護に十分配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめは決して許されない行為である。 いじめられた側の心の痛みに配慮する。 自分の行為が重大な結果に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた側の心の痛みに配慮する。 いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つ。(チクリではない) プライバシーの保護。
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 身体の被害状況(病院での診療状況) 金品の被害状況 警察への被害申告の意志 カウンセリングの必要性 市教育支援センターでの対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 決して許されないことをわからせ、責任転嫁等は許さない。 今後の行動の仕方を考えさせる。 カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 問題の関係者として事実を受け止めさせる。 集団の行動規範や言葉遣い等振りかえさせる。 カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> 再発や潜在化 PTSD、自殺危険度のアセスメント 定期的に思いを聞く等不安や悩みの解消に努める。 自己肯定感が持てるよう友人との関係づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者の心理的背景 加害者が被害者になる。 日常的に交流を続けながら成長を確認する。 エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 観衆、傍観者も被害者になる。 集団のエネルギーをプラスの方向へ向けていく。

②保護者との連携

	被害児童の保護者	加害児童の保護者
対応	<ul style="list-style-type: none"> 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。 職員全員で子どもを守り支援していくことを伝え、今後の方針を具体的に示す。 対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。 いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は避けることを依頼する。 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実聴取後、家庭訪問をして事実を伝え、児童と事実の再確認をする。 相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識させる。 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。 事実を認めず、自分の子どもだけではないと、批判する保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針・教職員の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
よくない対応	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」と言う。 「お子さんに問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。 電話で簡単に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の子育てについて批判する。

③PTA・学校運営協議会委員・地域の方々との連携

	PTA・学校評議員・地域の方々
こと 伝 える	<ul style="list-style-type: none"> 被害関係者に意向を十分に確認した上で、校長が必要と判断した事象内容を伝える。 見守り等お願いをする。
こと 確 認 する	<ul style="list-style-type: none"> PTA、学校評議員、地域の方々が知り得た情報を確認し合う。 学校に対する具体的な支援の要望内容を確認する。

④医療機関・児童相談所・適応指導教室・臨床心理士・弁護士等との連携

医療機関・児童相談所・適応指導教室・臨床心理士・弁護士等	
こと 伝 える	<ul style="list-style-type: none"> 被害関係者の意向を十分に理解した上で、校長が必要と判断した内容を伝える。 学校への協力を依頼する。
確認 すること	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が知り得た情報を確認し合う。 専門的な立場からの助言をお願いする。 必要に応じて、ケース会議を継続的に開催する。 学校に対する具体的な支援の内容を確認する。

⑤警察との連携

警 察	
連 携	<ul style="list-style-type: none"> 校外補導連盟連絡協議会等の積極的な運用と情報を共有する。 スクールソポーター等による非行防止教室を開催する。 いじめが犯罪行為になる場合があることを児童に理解させ、いじめの未然防止を図る。 月例補導・たまり場補導・観光盆踊り大会と秋の大祭の補導等での連携を図る。
伝 え る こと	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応を協議する。 犯罪行為となるいじめ事象について、事象内容・関係児童・被害申告の意思・学校の方針等を伝える。 今後、犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象、又は校長が必要と判断した事象を伝える。 事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼する。

(4) いじめの解消

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- いじめが「解消」している状態とは、

①いじめに係る行為が止んでいる（被害者に対する心理的物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は経過している）

②いじめを受けた児童や保護者が心身の苦痛を感じていない。

5. ネットいじめへの対応

児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

(1) 児童への対応

①被害児童へは、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

②加害児童へは、加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

③全校の児童へは、個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

(2) 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(3)書き込みのサイトへの削除依頼

- ・サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。
- ・削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6. 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

*重大事態とは

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

○児童が自殺を企画した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○年間30日が目安。一定期間3日間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

*重大事態の報告

公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

策定日:平成 26 年 2 月 28 日

改定日:平成 27 年 4 月 1 日

改定日:平成 28 年 4 月 1 日

改定日:平成 29 年 2 月 9 日

改定日:平成 30 年 4 月 1 日

改定日:令和 3 年 4 月 1 日

改定日:令和 4 年 4 月 1 日

改定日:令和 5 年 4 月 1 日

改定日:令和 6 年 4 月 1 日

改定日:令和 7 年 4 月 1 日